

# 給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

異動があった場合は、速やかに提出してください。

変更後の 納入書の要否	※ 市町村 処理欄	1 現年度	2 新年度	3 両年度
		必要・不要		

三木町長殿		給与(特別徴収義務者)支払者	所在地	特別徴収義務者 指定番号										必ず御記入ください。	
令和 年 月 日提出			名称(氏名)	担当者 連絡先										所属 氏名	
			個人番号又は法人番号											( ) -	
給与所得者			フリガナ	生年月日	㉞ 特別徴収税額 (年税額)	㉟ 徴収済額	㊱ 未徴収税額 ㉞ - ㉟	異年 月 日	異動 の 事 由	異動後の 未徴収税額 の徴収	1月1日以 降退職時 までの給 与支払額				
氏名	フリガナ	生年月日	千 円	月から 月まで	千 円			1 退職 2 転勤 3 休職 4 長欠 5 死亡 6	1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (理由)	千 円					
個人番号			円	千 円						千 円					
1月1日現在の住所	給与の支払を受けなくなった後の住所									控除社会 保険料額					
現住所										千 円					

## ◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合

一括徴収の理由	給与又は退職 手当等の支払 予定月日	一括徴収予定額	備考	※市町村 記入欄	退職者の未徴収税額については、一括徴収の方法に御協力ください。 なお、翌年の1月1日～4月30日までに退職等により徴収できなくなった未徴収税額は、一括徴収することが義務付けられています。
1 異動が令和 年12月31日 までで、申出があったため ( 月 日申出)	支払予定月日ごと の徴収予定額	合計 (上記㉞と同額)	一括徴収した 税額は 月分 ( 月 日納入) で納入します。		
2 異動が令和 年1月1日 以後で特別徴収の継続の希 望がないため	千 円	千 円			

## ◎新しい勤務先（転勤先等）で引き続き特別徴収する場合

月割額 円	給与(特別徴収義務者)支払者	所在地	特別徴収義務者 指定番号
を 月から徴収す るよう連絡済です。		名称 (氏名)	法人番号
			電話番号 ( ) -

退職の日が一月一日から四月三十日までの方については、本人からの申出がない場合であっても、残税額を超える給与又は退職手当等の支払がある場合は、一括徴収してください。